

資料 4

障害者虐待の防止について

障がい者虐待の件数推移について

	年度	函館市		北海道		全国	
		相談通報	虐待判断	相談通報	虐待判断	相談通報	虐待判断
養護者による虐待	H28	11	0	328	70	4606	1538
	H29	17	1	281	78	4649	1557
	H30	29	0	296	84	5331	1612
	R1	32	1	349	51	5758	1655
	R2	27	0	今後公表予定		今後公表予定	
施設従事者による虐待	H28	5	3	122	23	2115	401
	H29	8	2	128	12	2374	464
	H30	7	3	111	20	2605	592
	R1	6	1	119	27	2761	547
	R2	6	1	今後公表予定		今後公表予定	
使用者による虐待	H28	0	0	87	50	1316	581
	H29	0	0	43	49	691	597
	H30	0	0	23	19	641	541
	R1	0	0	23	25	591	535
	R2	0	0	今後公表予定		今後公表予定	

障害福祉サービス事業所等の従事者による利用者への虐待事例

従事者が特定の利用者に対し、サービス提供時間中の2人だけになった時や、サービス提供時間外の夜間や休日等に、人格の尊厳を著しく損なう言動による心理的虐待や経済的虐待を行った。

- 被害を受けた利用者は、虐待行為を受けていると認識できず、また苦痛に感じていながら誰にも相談できなかった。
- 虐待を行った従事者は、利用者との個人的な親しさにより許容されると考え、当該行為を虐待行為と認識していなかった。
- 管理者は、利用者からの相談で市が調査に入るまで、サービス提供時間中の従事者による虐待行為に気付かなかった。
- サービス管理責任者は、利用者の悩みに気付かなかった。
- 周囲の職員は、従事者が特定の利用者と2人だけになることが多いことに違和感を感じ管理者に報告していたが、適切な対応はなかった。